

改正

平成12年3月24日条例第12号

平成12年12月22日条例第58号

平成15年3月18日条例第16号

平成16年12月24日条例第47号

平成18年12月19日条例第57号

人にやさしいまちづくり条例を次のように公布する。

人にやさしいまちづくり条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 人にやさしいまちづくりに関する基本的施策（第8条—第13条）

第3章 まちづくり施設等の整備

第1節 まちづくり施設の整備（第14条—第24条）

第2節 その他の施設等の整備（第25条—第27条）

第4章 雑則（第28条・第29条）

附則

高齢者、障害者等を始めすべての人が個人として尊重され、自立し、あらゆる分野の活動に参加する機会を得られることにより幸せで生きがいのある暮らしを送ることができる社会を実現することは、私たちすべての願いである。

こうした社会を実現するためには、高齢者、障害者等の日常生活又は社会生活を制限している様々な障壁を除去し、すべての人が自らの意思で自由に行動し、社会に参加することができる環境を整備することが必要である。また、高齢者、障害者等が地域で生活していく上で直面する様々な問題について、地域住民や関連する団体が連携し一体となってこれを解決していくとともに、高齢者、障害者等が他の人と差別なく地域社会と密着した中で生活できるように配慮することも重要である。

人にやさしいまちづくりとは、県、市町、事業者及び県民がこうした営みを着実に積み重ねることにより、だれもが住みやすい地域社会を築いていくことである。

愛媛の地は、豊かな自然や温暖な気候に恵まれ、四国遍路の「お接待」の心に代表される温かい

県民性をはぐくんできた。

私たちは、こうしてはぐくまれた福祉の心を生かし、すべての県民の参加によって人にやさしいまちづくりを推進することにより、真に豊かな地域社会を実現し、これを将来の世代に引き継いでいくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、人にやさしいまちづくりについて、県、市町、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、人にやさしいまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、並びに高齢者、障害者等が円滑に利用できる施設の整備を促進し、もって県民の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者、障害者等 高齢者、障害者、妊産婦、幼児その他の日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいう。
- (2) まちづくり施設設置管理者 建築主等、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び公共的施設設置管理者をいう。
- (3) まちづくり施設 特定建築物、道路、特定路外駐車場、特定公園施設及び公共的施設をいう。
- (4) 建築主等 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の建築をしようとする者又は建築物の所有者、管理者若しくは占有者をいう。
- (5) 特定建築物 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「高齢者移動等円滑化法」という。）第2条第16号に規定する特定建築物をいう。
- (6) 建築 建築物を新築し、増築し、又は改築することをいう。
- (7) 道路管理者 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項に規定する道路管理者をいう。
- (8) 道路 道路法第2条第1項に規定する道路で規則で定めるものをいう。
- (9) 路外駐車場管理者等 駐車場法（昭和32年法律第106号）第12条に規定する路外駐車場管理者又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第2項の都市計画区域外において特定路外駐車場を設置する者をいう。

- (10) 特定路外駐車場 高齢者移動等円滑化法第2条第11号に規定する特定路外駐車場をいう。
- (11) 公園管理者等 都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項に規定する公園管理者又は同項の規定による許可を受けて公園施設（特定公園施設に限る。）を設け若しくは管理し、若しくは設け若しくは管理しようとする者をいう。
- (12) 公園施設 都市公園法第2条第2項に規定する公園施設をいう。
- (13) 特定公園施設 高齢者移動等円滑化法第2条第13号に規定する特定公園施設をいう。
- (14) 公共的施設設置管理者 公共的施設の新設、増設若しくは改築を行い、又はこれを管理しようとする者をいう。
- (15) 公共的施設 特定路外駐車場でない路外駐車場（駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場をいう。以下同じ。）、特定公園施設でない公園施設その他の不特定かつ多数の者が利用する施設で規則で定めるものをいう。

（県の責務）

第3条 県は、人にやさしいまちづくりに関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（市町の責務）

第4条 市町は、当該市町の区域の実情に応じた人にやさしいまちづくりに関する施策を策定し、及び実施するとともに、県が実施する人にやさしいまちづくりに関する施策に協力する責務を有する。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、人にやさしいまちづくりに自ら努めるとともに、県又は市町が実施する人にやさしいまちづくりに関する施策に協力する責務を有する。

（県民の責務）

第6条 県民は、人にやさしいまちづくりについて、理解を深め、自らこれに努めるとともに、相互に協力してこれを推進し、及び県又は市町が実施する人にやさしいまちづくりに関する施策に協力する責務を有する。

（総合的推進）

第7条 県、市町、事業者及び県民は、人にやさしいまちづくりについてのそれぞれの責務を自覚し、一体となって人にやさしいまちづくりを推進するものとする。

2 県及び市町は、市街地開発事業その他これに類する事業の実施の機会をとらえて、人にやさしいまちづくりを積極的に推進するよう努めるものとする。

第2章 人にやさしいまちづくりに関する基本的施策

(施策の基本方針)

第8条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、人にやさしいまちづくりに関する施策を実施するものとする。

- (1) 高齢者、障害者等を始めすべての県民が人にやさしいまちづくりについて理解を深め、主体的かつ積極的にこれに参画するとともに、相互に協力してこれを推進するよう気運の醸成を図ること。
- (2) 高齢者、障害者等を始めすべての県民が自らの意思で自由に行動し、かつ、安心して快適に暮らせるよう生活環境の整備を促進すること。
- (3) 高齢者、障害者等を始めすべての県民があらゆる分野の活動に参加できるよう社会環境の整備を図ること。

(調査、研究及び情報の収集)

第9条 県は、人にやさしいまちづくりに関し、調査、研究及び情報の収集に努めるものとする。

(啓発及び情報の提供等)

第10条 県は、人にやさしいまちづくりに関し、事業者及び県民の理解を深めるよう啓発に努めるとともに、市町、事業者及び県民に対し、必要な情報の提供、指導及び助言を行うものとする。

(学習機会の充実及び福祉教育の推進)

第11条 県は、県民が生涯を通じて人にやさしいまちづくりに関し学習を進めることができるよう、その機会の充実に努めるものとする。

2 県は、高齢者、障害者等に対する理解と思いやりのある児童及び生徒を育成するため、福祉教育を推進するものとする。

(推進体制の整備)

第12条 県は、市町、事業者及び県民と連携して人にやさしいまちづくりを推進する体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第13条 県は、人にやさしいまちづくりを推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 まちづくり施設等の整備

第1節 まちづくり施設の整備

(まちづくり施設設置管理者の努力)

第14条 建築主等は、特定建築物の建築（用途の変更をして特定建築物にすることを含む。）をしようとするときは、高齢者移動等円滑化法に定めるもののほか、当該特定建築物の案内標示、客室、客席その他の規則で定める施設を高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めなければならない。

2 道路管理者は、道路の新設又は改築を行うときは、高齢者移動等円滑化法に定めるもののほか、当該道路を高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めなければならない。

3 路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、高齢者移動等円滑化法に定めるもののほか、当該特定路外駐車場を高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めなければならない。

4 公園管理者等は、特定公園施設の新設、増設又は改築を行うときは、高齢者移動等円滑化法に定めるもののほか、当該特定公園施設を高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めなければならない。

5 公共的施設設置管理者は、公共的施設の新設、増設又は改築（用途の変更をして公共的施設にすることを含む。）を行うときは、当該公共的施設の出入口、便所、案内標示その他の施設であって、公共的施設の種類に応じ規則で定めるものを高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めなければならない。

（整備基準）

第15条 知事は、規則で、前条に規定する措置に関しまちづくり施設設置管理者の判断の基準となるべき事項（以下「整備基準」という。）を定めるものとする。

（指導及び助言並びに指示等）

第16条 知事は、まちづくり施設について第14条に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、まちづくり施設設置管理者に対し、整備基準を勘案して、まちづくり施設の設計及び施工に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

2 知事は、まちづくり施設のうち規則で定める種類及び規模のものについて第14条に規定する措置が整備基準に照らして著しく不十分であると認めるときは、まちづくり施設設置管理者に対し、その判断の根拠を示して、当該まちづくり施設の設計及び施工に係る事項のうち同条に規定する措置に関するものについて必要な指示をすることができる。

3 知事は、前項の規定の施行に必要な限度において、まちづくり施設設置管理者に対し、まちづくり施設の設計及び施工に係る事項に関し報告を求め、又はその職員に、まちづくり施設若しく

はまちづくり施設の工事現場に立ち入り、まちづくり施設、建築設備、施設設備、書類その他の物件を検査させることができる。

4 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5 第3項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(報告をしない場合等の公表)

第17条 知事は、まちづくり施設設置管理者が、前条第3項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合は、その事実を公表することができる。この場合においては、事前にその相手方に対して意見を述べる機会を与えなければならない。

(届出)

第18条 まちづくり施設設置管理者のうち規則で定める者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該まちづくり施設の工事の計画を知事に届け出なければならない。これを変更する場合(規則で定める軽微な変更の場合を除く。)も、同様とする。

(勧告)

第19条 知事は、まちづくり施設設置管理者が前条の規定による届出を行わずにまちづくり施設の工事に着手したときは、当該届出を行うべきことを勧告することができる。

(勧告に従わない場合の公表)

第20条 知事は、前条の勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合は、当該勧告をした事実及びその相手方がこれに従わない事実を公表することができる。第17条後段の規定は、この場合について準用する。

(既存まちづくり施設設置管理者の努力)

第21条 まちづくり施設設置管理者は、この章の規定の施行又は適用の際現に存するまちづくり施設(同章の規定の施行又は適用の際現に新設、増設又は改築(用途の変更をしてまちづくり施設にすることを含む。)の工事に着手しているものを含む。)及び当該まちづくり施設の整備施設(第14条第1項及び第5項の規則で定める施設をいう。以下同じ。)を高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めなければならない。

2 前項に規定する措置に関し既存まちづくり施設設置管理者の判断の基準となるべき事項は、整備基準とする。

(機能の維持等)

第22条 まちづくり施設設置管理者は、その所有し、管理し、又は占有するまちづくり施設及び当該まちづくり施設の整備施設を高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための措置が講じられているときは、当該措置が講じられた部分の機能を維持するよう努めなければならない。

2 何人も、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう整備されたまちづくり施設の利用の妨げとなる行為をしてはならない。

(適合証の交付)

第23条 まちづくり施設設置管理者は、知事に対し、その所有し、管理し、又は占有するまちづくり施設について建築物移動等円滑化基準（高齢者移動等円滑化法第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準をいう。以下同じ。）、道路移動等円滑化基準（高齢者移動等円滑化法第10条第1項に規定する道路移動等円滑化基準をいう。以下同じ。）、路外駐車場移動等円滑化基準（高齢者移動等円滑化法第11条第1項に規定する路外駐車場移動等円滑化基準をいう。以下同じ。）、都市公園移動等円滑化基準（高齢者移動等円滑化法第13条第1項に規定する都市公園移動等円滑化基準をいう。以下同じ。）及び整備基準に適合する措置が講じられていることを証する証票（以下「適合証」という。）の交付を請求することができる。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合においては、必要に応じ検査を実施し、当該まちづくり施設について建築物移動等円滑化基準、道路移動等円滑化基準、路外駐車場移動等円滑化基準、都市公園移動等円滑化基準及び整備基準に適合する措置が講じられていると認めるときは、当該請求をした者に対し、適合証を交付するものとする。

(国等に関する特例)

第24条 国、地方公共団体その他規則で定める者（以下「国等」という。）については、第16条から第20条までの規定は、適用しない。

2 知事は、国等がまちづくり施設設置管理者である場合においては、国等に対し、当該まちづくり施設に係る第14条に規定する措置の状況その他必要と認める事項について報告を求めることができる。

3 知事は、前項の報告があった場合において必要があると認めるときは、国等に対し、整備基準を勘案して、第14条に規定する措置を講ずるよう必要な要請をすることができる。

第2節 その他の施設等の整備

第25条 削除

(車両等の整備)

第26条 一般旅客の運送の用に供する鉄道若しくは軌道の車両、自動車又は船舶を所有し、又は管理する者は、高齢者移動等円滑化法に定めるもののほか、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようその整備に努めなければならない。

(住宅の整備)

第27条 県民は、その所有する住宅を高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう整備に努めるものとする。

2 住宅を供給する事業者は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう整備された住宅の供給に努めなければならない。

第4章 雑則

(市町が処理する事務)

第28条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、特定建築物並びに特定路外駐車場及び公共的施設のうち路外駐車場で規則で定めるもの（以下「特定路外駐車場等」という。）に関する次に掲げる事務は、建築基準法第4条第1項又は第2項の建築主事を置く市が処理することとする。ただし、2以上の市町の区域にわたるものに関するものについては、この限りでない。

- (1) 第16条第1項の規定に基づく指導及び助言に関する事務
- (2) 第16条第2項の規定に基づく指示に関する事務
- (3) 第16条第3項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関する事務
- (4) 第18条の規定に基づく届出の受理に関する事務
- (5) 第19条の規定に基づく勧告に関する事務
- (6) 第23条第2項の規定に基づく適合証の発行及び交付に関する事務
- (7) 第24条第2項の規定に基づく報告の徴収に関する事務
- (8) 第24条第3項の規定に基づく措置の要請に関する事務

2 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、次に掲げる事務は、市町（前項に規定する市を除く。）が処理することとする。ただし、2以上の市町の区域にわたるものに関するものについては、この限りでない。

- (1) 特定建築物に関する次に掲げる事務
 - ア 前項第4号に掲げる事務
 - イ 第23条第1項の規定に基づく適合証の交付の請求の受付及び当該請求に係る請求書の知事への送付に関する事務

ウ 第23条第2項の適合証の交付に関する事務

(2) 特定路外駐車場等に関する前項各号に掲げる事務

3 前2項の規定により市町が処理することとする事務には、この条例の施行のための規則に基づく事務を含む。

(規則への委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2項から第4項まで及び第3章の規定は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月24日条例第12号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年12月22日条例第58号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成15年3月18日条例第16号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年12月24日条例第47号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年1月16日から施行する。(後略)

附 則 (平成18年12月19日条例第57号)

1 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)の施行の日から施行する。

2 この条例の施行前にされた改正前の人にやさしいまちづくり条例第23条第1項の規定による適合証の交付の請求であって、この条例の施行の際、交付するかどうかの処分がされていないものについての処分については、なお従前の例による。